

# **教材等の公費負担化について**

**放課後子ども育成室**

保護者の就労等支援の観点から、徴収、購入及び会計事務などの保護者の負担を軽減するため、教材等の必要経費を公費負担化するものです。

※必要経費は、保育料改定（令和7年4月）の算定に反映する予定です。

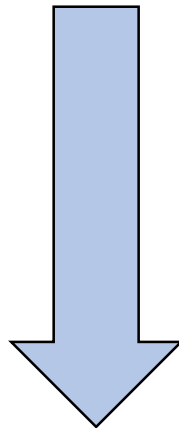


保護者会の経済的な協力関係を3つのカテゴリーに分けて判断

## 保護者会

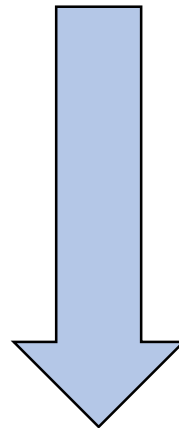
### 教材等経費

教材費  
備品  
など



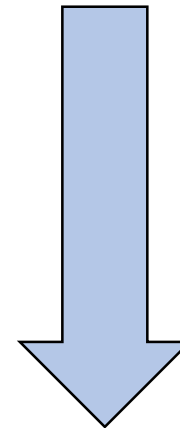
### 実費的経費

昼食クッキング  
デイキャンプ・遠足  
など



### 保護者会活動的経費

プレゼント  
景品  
など



## 育成室

## 今後の教材等経費の取扱い

(教材費、事務用品費、衛生用品費、救急用品費など)

- ・ 公費で負担(購入)
- ・ 各育成室に年単位で予算配当  
予算規模 児童一人当たり 6,000円/年を各育成室への配当に上乗せ
- ・ 教材の購入計画の策定は指導員
- ・ 購入の適否判断は放課後子ども育成室
- ・ 発注は放課後子ども育成室

※ 今後は、保護者(会)が備品等を育成室に提供したい場合は寄附として取扱い、放課後子ども育成室のルールに基づき受諾を判断

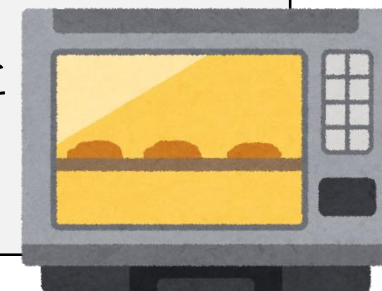


## 今後の教材等経費の取扱い

(備品)

- ・ 公費で負担(購入)
- ・ 放課後子ども育成室が一括で予算管理
- ・ 指導員が備品購入を放課後子ども育成室に申出
- ・ 放課後子ども育成室が予算の範囲内で判断
- ・ 発注は放課後子ども育成室

※放課後子ども育成室が購入対象とする備品は、1万円以上を目安とし、後日リストで示す品目とします。



# 公費負担の対象

基準は、「何のために購入するか」により個別で判断。

## 公費で負担

目的が、  
・ 育成室の管理運営  
・ 育成室の活動  
である経費

## 公費で負担しない

目的が、  
・ 個人の使用  
・ 個人への帰属  
である経費

### 【例えば】

- ・ Tシャツ : 絞り染め等の活動の工作材料 : ○  
お揃いのプリントTシャツの配付 : ×
- ・ 写真 (写真用紙) : 事業の記録用 : ○  
個人への配付用 : ×
- ・ 花 : 式典等での飾り : ○  
個人への贈呈用 : ×
- ・ 卒室アルバム : 個人への帰属が目的のため : ×
- ・ コロコロコミック・ちゃお : 育成室で活用するもの : ○
- ・ おもちゃ : 育成室で活用するもの : ○

Q1 修繕も公費で対応してくれますか。

A1 予算要求し、予算の範囲内で対応する予定です。

Q2 過去に保護者会で購入した備品も、公費で修繕対応してくれますか。

A2 基本的には、市に譲渡され、市の所有物となっている前提で、公費で対応予定です。

ただし、育成室の運営に必要と認められない物品の修繕対応は行いません。

## 今後の実費的経費の取扱い

(昼食クッキング、デイキャンプ、遠足など)

- ・ 実施主体は育成室
- ・ 保護者が実費負担
- ・ 育成室が計画、事前周知(説明)
- ・ 必要経費は指導員が事前徴収し、支払

※ 保護者会加入者も非加入者も同等の取扱いとする





- ・ 育成室で企画立案



- ・ 懇談会等で保護者に事前周知、説明



- ・ 参加者募集と実費の事前徴取



- ・ 参加希望者(既支払者)を対象に事業を実施



## 今後の保護者会活動的経費の取扱い

(プレゼント、景品など)

育成室が実施する事業の中で、保護者会活動を盛り込む場合

例) 育成室主催のイベント中にビンゴゲームを実施し、その景品を保護者会が提供するなど

- ・ 保護者会が経費負担(購入)
- ・ 保護者会活動に指導員が協力することは可

例) 指導員を通して景品を贈呈

※ 保護者会の加入・非加入により差が生じる  
取組でないこと

例) ビンゴゲームをする際に、保護者会に加入していない児童には景品を出さない。といった取組は認めません。



## 今後の卒室アルバム及び関連費用の取扱い

- ・ 保護者負担とし、公費で負担(購入)はしない
- ・ 指導員主体か保護者会主体かは選択可

指導員が主体で  
作成している場合

**実費的経費**

保護者会が主体で  
作成している場合

**保護者会活動的経費**



## 1 必要な事務手続きを行うこと (申出 ⇒ 受領 ⇒ 報告)

※ ただし、目安として1万円以下の物品は、一部の事務手続きを省略可

## 2 寄附の対象として適切なもの

### ① お金

寄付を受けることはできるが、特定の育成室で指定の物品やサービスを提供することは不可

### ② 物品

放課後子ども育成室の基準により、寄附の受諾を決定します

- 1 寄附者の好意による自発的なもので、それが育成室の設置目的に適合し、その活動に資するもの
- 2 既存の施設整備の使用に支障を生じさせず、かつ安全性が確保できるもの
- 3 維持管理に多額の経費が必要でないこと
- 4 他の育成室との著しい格差を生じるような過剰なものでないこと
- 5 耐用年数などの使用基準を満たしているもの